

## 平成 18 年度の地域密着型サービスの指定状況

### (1) 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）\* 1

地区名	法人名	事業所名	代表者名	建設予定地	定員	指定日
亀有・青戸	特定非営利活動法人シティウイング	グループホームソレイユの里	金子 保規	亀有 2 丁目 68 番	18 人	6 月 15 日
立石・四つ木	(株)日本メディケアサポート	(仮称)四つ木ケアセンターそよ風	神成 裕	四つ木 5 丁目 11 番	18 人	準備中

### (2) 地域密着型特定施設入居者生活介護（ケアハウス・介護専用型）\* 2

法人名	事業所名	代表者名	所在地	定員	指定日
(社福)敬仁会	ル・ソラリオン葛飾	藤井 省三	青戸 4 丁目 16 番 7 号	20 人	4 月 1 日

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）  
 認知症対応型通所介護  
 短期入所生活介護（ショートステイ） 併設

### (3) 夜間対応型訪問介護 \* 3

法人名	事業所名	代表者名	所在地	指定日
(株)ジャパンケアサービス	ジャパンケアサービス ハッピー葛飾・夜間対応型訪問介護	徳山 幸善	亀有 5 丁目 12 番 12 号 振興ビル 202	3 月 1 日

### (4) 認知症対応型通所介護 \* 4

法人名	事業所名	代表者名	所在地	定員	指定日
(社福)敬仁会	デイサービスセンタール・ソラリオン葛飾	藤井 省三	青戸 4 丁目 16 番 7 号	10 人	4 月 1 日

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）  
 地域密着型特定施設入居者生活介護（ケアハウス・介護専用型）  
 短期入所生活介護（ショートステイ） 併設

(5) 小規模多機能型居宅介護 \* 5

現在、進行中の計画はない。

(6) みなし指定 \* 6

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

地区名	法人名	事業所名	代表者名	所在地	定員	指定日
奥戸・新小岩	(株)ウィンズインターナショナル	みのりの里	坂本 茂樹	東新小岩5丁目19番13号	9人	4月1日
南綾瀬・堀切・お花茶屋	社会福祉法人葛飾会	グループホームかつしか苑	福本 俊一	白鳥2丁目9番18号	9人	4月1日
柴又・高砂	(有)アットホーム	グループホーム悠悠倶楽部 葛飾高砂	工藤建二郎	高砂3丁目28番8号	15人	4月1日
亀有・青戸	社会福祉法人すこやか福祉会	グループホーム青戸	竹森チヤ子	青戸3丁目13番19号	18人	4月1日
水元	ミヤビメディカル(有)	グループホームみやびの里 西水元	金山 永子	西水元3丁目13番12号	18人	4月1日
水元	特定非営利活動法人 日本地域福祉協会	街かどケアホーム ころろ	土井 利国	東水元3丁目3番11号	27人	4月1日
水元	医療法人社団 明正会	グループホームイリス	近藤 正明	西水元2丁目16番13号	18人	4月1日
金町・新宿	社会福祉法人すこやか福祉会	グループホームかなまち	竹森チヤ子	東金町2丁目23番15号	9人	4月1日
柴又・高砂	(株) 愛和	グループホーム愛和 ハート&ハートかつしか	勘澤 忠義	細田1丁目18番13号	18人	4月1日
奥戸・新小岩	(株) コムスン	コムスンのほほえみ奥戸	樋口 公一	奥戸4丁目21番20号	18人	4月1日

## 認知症対応型通所介護

地区名	法人名	事業所名	代表者名	所在地	定員	指定日
立石・四つ木	社会福祉法人厚生福祉会	東四つ木在宅サービスセンター	林 康子	東四つ木4丁目44番2号	10人	4月1日
奥戸・新小岩	社会福祉法人仁生社	奥戸在宅サービスセンター	加藤 正弘	奥戸3丁目25番1号	10人	4月1日
水 元	社会福祉法人武蔵野会	西水元在宅サービスセンター	青木 昌子	西水元2丁目2番8号	20人	4月1日

### 【参考】

- \* 1 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）は、認知症の方が共同で生活している住居の中で、介護や日常生活の援助を行うサービス。（要支援1と認定された方は利用できない。）
- \* 2 特定施設入居者生活介護（ケアハウス・介護専用型）は、身体機能の低下などから独立して生活することに不安な要介護1以上の認定を受けた方に、食事、入浴、排せつなどの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うサービス。
- \* 3 夜間対応型訪問介護は、夜間、深夜又は早朝に行う定期的な「巡回訪問」、あるいは通報を受けて「随時訪問」して、排せつ介助等を行うサービス。
- \* 4 認知症対応型通所介護は、記憶機能及び認知機能が低下した状態の方に、機能訓練等を行うサービス。
- \* 5 小規模多機能型居宅介護は、中重度の状態となっても在宅生活を継続することを支えるため、「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供するサービス。
- \* 6 みなし指定は、18年4月1日から介護保険制度が改正となり、所管が都から区市町村に変更となり、地域密着型サービス事業者として指定すること。